

社会福祉法人亀保の里

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム亀保の里 運営規程

第1章 総則

(規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人亀保の里が設置する特別養護老人ホーム亀保の里（以下「施設」という。）の運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と入所者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 特別養護老人ホーム 亀保の里

所在地 福岡県豊前市大字鬼木63番地1

(入所定員)

第4条 施設の入所定員は、80名とする。

(定員の遵守)

第5条 施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第6条 施設に、次の職員を置くものとする。

(1) 施設長（管理者） 1名

- (2) 事務員 2名
- (3) 嘱託医師 1名
- (4) 生活相談員 1名
- (5) 看護職員 4名以上
- (6) 介護職員 27名以上
- (7) 介護支援専門員 1名
- (8) 管理栄養士 1名
- (9) 機能訓練指導員 1名

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ予算の範囲内でその他の職員を置くことができる。

(職務の内容)

第7条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

- (1) 施設長
理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括すること。
- (2) 事務員
施設の庶務及び経理の事務処理に関すること。
- (3) 嘱託医師
入所者の診察と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。
- (4) 生活相談員
入所者の生活相談、指導に関すること。
- (5) 看護職員
医師の指示による入所者の看護、保健衛生に関すること。
- (6) 介護職員
入所者の日常生活の介護に関すること。
- (7) 介護支援専門員
入所者の施設サービス計画の作成に関すること。
- (8) 管理栄養士
献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。
- (9) 機能訓練指導員
入所者の機能訓練に関すること。

(勤務体制の確保等)

第8条 施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

2 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制その他入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

(入退所)

第11条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならないものとする。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で検討するものとする。

6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行なうものとする。

(入退所の記録の記載)

第13条 施設は、入所に際しては入所の年月日及び施設の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第14条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

第4章 施設サービスの内容

(施設サービス計画の作成)

第15条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービスの計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

2 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者、家族等に対して説明し、同意を得るものとする。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行なうことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行なうとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行ない、必要に応じて施設サービス計画の変更を行なうものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(施設サービスの取扱方針)

第16条 施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行なうものとする。

2 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なうものとする。

3 施設の職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行なうものとする。

- 4 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行なわないものとする。
- 5 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図るものとする。

(介護)

- 第17条 施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を行なうものとする。
- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることができない場合は、身体の清しきを行なうものとする。
 - 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行なうものとする。
 - 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、適切に取り替えるものとする。
 - 5 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行なうものとする。
 - 6 施設は、入所者に対し、その負担により、施設の職員以外のものによる介護を受けさせてはならない。
 - 7 口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行なうものとする。

(食事の提供)

- 第18条 施設は、食事の時間を栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。食事の時間は、朝7時45分、昼12時、夕5時30分とする。
- 2 施設は、食事の提供を入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行なうよう努めるものとする。
 - 3 施設は、栄養士又は管理栄養士を配置し、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うものとする。

(相談及び援助)

- 第19条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なうものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第20条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
 - 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第21条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第22条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。

(衛生管理等)

第23条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 当該施設における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用できるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 当該施設における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- ③ 当該施設において、従事者に対し、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(協力医療機関)

第24条 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

協力医療機関 野中内科クリニック（福岡県築上郡上毛町大字宇野1050-1）
東病院（福岡県築上郡吉富町大字広津593番地1）

協力歯科医療機関 タイラ歯科医院（福岡県豊前市大字八屋1909-1）

第5章 利用料その他の費用

(利用料の受領及び利用料その他の費用の額)

第25条

施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から別表1に掲げる利用料の一部及び食事、居住費の負担額の支払いを受けるものとする。ただし、入所者が利用料等の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払いを受けるものとする。

2 施設は、前項に定めるもののほか、別表2に掲げるその他費用の支払いを受けることができる。

- 3 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(保険給付請求のための証明書の交付)

第26条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第27条 入所者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指導に従い、入所者相互の親愛と親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るように努めること。
- (2) 施設及び居室の清掃、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (3) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うように努めること。
- (4) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア 喫煙は、所定の場所で行うこと。
 - イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
- (5) 飲酒は、施設長が定めた時間と場所で行うこと。

(面会)

第28条 入所者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を施設長に申し出て、その注意事項に従い、面会しなければならない。

(外出・外泊)

第29条 入所者が外出または外泊を希望するときは、事前に施設長に申し出なければならない。

(健康保持)

第30条 入所者は、努めて健康に留意し、特別な事由がない限り、施設で行う健康診断、医療を受けなければならない。

(身上変更の届出)

第31条 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 施設は、非常防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、常に入所者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第8章 その他施設運営に関する重要事項

(掲示)

第33条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第34条 施設の職員又は職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(利益供与等の禁止)

第35条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(苦情処理)

第36条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

2 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第37条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行

う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第38条 施設は、入所者に対する指定介護福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、入所者に対する指定介護福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第39条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第40条 施設は、従業者、設備、会計及び入所者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備し、保存しておくものとする。

(1) 管理に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 沿革に関する記録
- ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
- エ 定款及び施設運営に必要な諸規程
- オ 重要な会議に関する記録
- カ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
- キ 関係官署に対する報告書等の文書綴

(2) 入所者に関する記録

- ア 入所者台帳
- イ 施設サービス計画書
- ウ 処遇日誌
- エ 献立その他給食に関する記録
- オ 入所者の健康管理に関する記録
- カ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録

(3) 会計に関する記録

(緊急時における対応方法)

第41条 施設は施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合のため第24条に掲げる協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束その他行動制限)

第42条 施設は入所者又は他の入所者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法によりご契約者の行動を制限しません。上記の事由等によりやむを得ずご契約者の行動を制限しようとする場合は、別に定めるマニュアルに従い、行動制限を行う事由及び内容、見込まれる期間等について事前にご説明し、同意を得るものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第43条 施設は、虐待発生防止に向け、虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とし、職員への研修の内容、指針策定、相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。

2 施設は職員に対し年2回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講するように促し、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力するものとする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第44条 施設は、感染症や非常災害時の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて内容の変更を行うものとする。

(補則)

第45条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則 この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

特別養護老人ホーム亀保の里運営規定利用料金表(令和6年11月1日)

(利用料等の受領)

第25条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、入所者から別表1に掲げる利用料の一部及び食事、居住費の負担額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、前提に定めるもののほか、別表2に掲げるその他の費用の支払いを受けることができる。

別表1 (第25条第1項関係)

〈サービス利用料金(1日あたり)〉 (令和6年11月1日現在)

(指定介護老人福祉施設サービス)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		¥589	¥659	¥732	¥802	¥871
2. 日常生活継続支援加算		¥36				
3. 看護体制加算(Ⅰ)		¥4				
4. 看護体制加算(Ⅱ)		¥8				
5. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)		¥13				
6. 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		¥91	¥101	¥111	¥121	¥130
7. サービス利用に係る 自己負担額	(1割負担)	¥741	¥821	¥904	¥984	¥1,062
	(2割負担)	¥1,482	¥1,642	¥1,808	¥1,968	¥2,124
	(3割負担)	¥2,223	¥2,463	¥2,712	¥2,952	¥3,186
8. 食事に係る自己負担額		¥1,445				
9. 居室に係る自己負担額(多床室)		¥915				
10. 自己負担額合計 (多床室) ※食事を3食利用した場合	(1割負担)	¥3,101	¥3,181	¥3,264	¥3,344	¥3,422
	(2割負担)	¥3,842	¥4,002	¥4,168	¥4,328	¥4,484
	(3割負担)	¥4,583	¥4,823	¥5,072	¥5,312	¥5,546
11. 居室に係る自己負担額(従来型個室)		¥1,231				
12. 自己負担額合計 (従来型個室) ※食事を3食利用した場合	(1割負担)	¥3,417	¥3,497	¥3,580	¥3,660	¥3,738
	(2割負担)	¥4,158	¥4,318	¥4,484	¥4,644	¥4,800
	(3割負担)	¥4,899	¥5,139	¥5,388	¥5,628	¥5,862

※介護保険負担割合証に記載されている割合により負担額が変わります。なお、負担限度額認定証に記載されている段階により、居室及び食事の自己負担額が変わります。

※6. 介護職員等処遇改善加算(1)…単位数 14.0%については下記の個別の加算の取得状況により変動いたします。

※令和6年8月1日より在宅で生活をする者との負担の均衡を図る観点や、介護経営実態調査の費用の状

況等を総合的に勘案し、基準費用額(居住費)を多床室915円/日、従来型個室1,231円/日と引き上げる。

○その他の加算費用(介護保険給付対象費用)

①初期加算(1日あたりの自己負担額 30円)

入所した日から起算して30日以内の期間について加算します。30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様とします。

②療養食加算(1食あたりの自己負担額 6円)

医師の発行する食事せんに基づき適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した日について加算します。

③口腔衛生管理加算Ⅱ(1月あたりの自己負担額 110円)

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行うと共に、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合加算します。且つ口腔衛生等の管理に係る計画の内容等を厚生労働省(LIFE)に提出し、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ実施のために必要な情報を活用する。(フィードバック)

④配置医師緊急時対応加算(1回あたり早朝・夜間の場合 650円、深夜の場合 1300円、以外の配置医師の勤務時間外の場合 325円)

配置医師が入所者の病状に急変が生じた場合等の対応について、施設の求めに応じ早朝・夜間及び深夜に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合に加算します。また、日中であっても、配置医師が通常の勤務時間外に駆けつけ対応を行った場合にも加算します。

⑤個別機能訓練加算Ⅰ(1日あたりの自己負担額 12円)

入所者に対して個別機能訓練計画を作成し、当該計画に従い、個別機能訓練を行う場合について加算します。また、加算の算定については、個別機能訓練計画の内容をご説明し、同意を得たうえで算定を開始するものとします。

⑥個別機能訓練加算Ⅱ(1月あたりの自己負担額 20円)

入所者に対して個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、機能訓練の実施にあたって当該情報その他機能訓練等の適切かつ実施のために必要な情報を活用する。(フィードバック)

⑦看取り介護加算Ⅱ(1日あたりの自己負担額 72円 / 144円 / 780円 / 1,580円)

終末期であると医師が判断する入所者に対して看取り介護計画を作成し、当該計画に従い、看取り介護を行った場合について加算します。加算算定期間は、ご契約者の死亡日から起算して45日以内とします。また、加算の算定については、看取り介護計画の内容をご説明し、同意を得た場合について算定できるものとします。

⑧若年性認知症入所者受入加算(1日あたりの自己負担額 120円)

受け入れた若年性認知症入所者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該入所者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合算定できるものとします。

⑨科学的介護推進体制加算Ⅱ(1月あたり自己負担額 50円)

各入所者の ADL 値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況。その他の心身の状況等に係る基本的な情報及び、疾病の状況を厚生労働省 (LIFE) に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、当該情報その他サービス等を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。(フィードバック)

⑩排泄支援加算(1 月あたり自己負担額 10 円 / 15 円 / 20 円)

各入所者の排泄支援において医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価すると共に 3 月に 1 度評価を行い、その評価結果等を厚生労働省 (LIFE) に提出し、排泄支援の実施にあたって当該情報その他排泄支援等の適切かつ実施のために必要な情報を活用する。(フィードバック)

多職種協働で排泄に介護を要する原因を分析し、支援計画を作成し 3 月に 1 度評価を行い、支援計画を見直す。排泄状態の改善 (アウトカム) について評価を行う。

⑪褥瘡マネジメント加算(1 月あたり自己負担額 3 円 / 13 円)

各入所者の褥瘡の発生と関連のあるリスクについて入所時等に評価すると共に、当該入所者ごとに多職種協働で褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し 3 月に 1 度評価を行い、その評価結果等を厚生労働省 (LIFE) に提出し、褥瘡管理の実施にあたって当該情報その他褥瘡管理等の適切かつ実施のために必要な情報を活用する。(フィードバック) 褥瘡の発生予防や状態改善等 (アウトカム) について評価を行う。

⑫自立支援促進加算(1 月あたり自己負担額 280 円)

医師が入所者ごとに、自立支援の為に係る支援計画等に策定等に参加しており、3 か月に一度医学的評価を行う。多職種協働で自立支援に係る支援計画を策定し、医学的評価に基づき 3 月に 1 回入所者ごとに支援計画を見直している。医学的評価の結果等を厚生労働省 (LIFE) に提出し、当該情報その自立支援促進の適切かつ実施のために必要な情報を活用する。(フィードバック)

⑬安全対策体制加算(入所時に自己負担額 20 円)

事故発生防止のための指針を整備し、事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。また事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施。外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

⑭協力医療機関連携加算(1 月当たりの自己負担額 100 円)

協力医療機関(入所者の病状が急変した場合において医師または看護職員が相談対応を行う体制、診療を行う体制、入院を要すると認められた際に受け入れる体制を常時確保している医療機関)との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的で開催することを評価する

⑮サービス提供体制加算(Ⅰ)(1 日あたりの自己負担額 22 円)

介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上であり、定員超過利用・人員基準欠如に該当していない際に加算いたします。ただし上記料金表内の2. 日常生活継続支援加算の算定している場合は算定しないものとします。

⑯生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1 月当たりの自己負担額 10 円)

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、

見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する。

⑰その他の加算

介護保険が適用されるその他の加算等については、加算の内容、料金等をご説明し、同意を得た場合について算定を開始するものとします。

別表2（第25条第2項関係）

利用者の希望に基づく特別な食事代	要した費用の実費
------------------	----------